

関係法規

【No.28 保安検査方法の緩和】	1
高压ガス保安法	
(保安検査) 第三十五条	
一般高压ガス保安規則	
(特定施設の範囲等) 第七十九条	
(保安検査の方法) 第八十二条	
【No.30 水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許可】	2
高压ガス保安法	
(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員) 第二十七条の二	
一般高压ガス保安規則	
(定置式製造設備に係る技術上の基準) 第六条二	
高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (内規)	
第64条関係	
【No.33 水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し】	3
高压ガス保安法	
(事故届) 第六十三条	
(現状変更の禁止) 第六十四条	
一般高压ガス保安規則	
(事故届) 第九十八条	
高压ガス・石油コンビナート事故対応要領について (内規)	
2. 事故の定義等	
【No.39 水素特性判断基準に係る例示基準の改正等の検討】	4
一般高压ガス保安規則	
(定置式製造設備に係る技術上の基準) 第六条	
一般則例示基準	
9. ガス設備等に使用する材料	
【No.40 設計係数 3.5 の設計に係る圧力制限の撤廃】	5
一般高压ガス保安規則	
(定置式製造設備に係る技術上の基準) 第六条	
特定設備検査規則	
(材料の許容引張応力) 第十四条	
一般則例示基準	
8. 高压ガス設備及び導管の強度	
特定則例示基準	
別添1	
別添7	
【No.41 3.5 よりも低い設計係数】	7
一般高压ガス保安規則	
(定置式製造設備に係る技術上の基準) 第六条	
特定設備検査規則	
(耐圧部分の強度等) 第十二条	
(材料の許容引張応力) 第十四条	
(特殊な設計による特定設備についての特例) 第五十一条	
特定則例示基準	
別添1	

関係法規の正式名称と略称

正式名称	略称
【法律】	
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	高圧ガス保安法
【政令】	
高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）	高圧ガス保安法施行令
【省令】	
一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）	一般規則
容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）	容器規則
国際相互承認に係る容器保安規則	国際容器規則
【告示】	
容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五号）	容器告示
国際相互承認に係る容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第百一十四号）	国際容器告示
【通則】	
高圧ガス保安法及び関係政令の運用及び解釈について（内規） （20140625 商第 1 号）	内規
一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20140625 商第 6 号）	一般規則基準
容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商第 4 号）	容器規則基準
特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20160920 商第 4 号）	特定規則基準
高圧ガス・石油コンビナート事故防止要領について（内規）（20180328 保第2号）	内規
【自主基準】	
高圧ガス保安協会基準	KHKS
【国際協定規則】	
協定規則第 134 号 水素燃料車（HFCV）の安全関連性能に係る自動車およびその構成部品の認可に関する統一規定	UN-R134

【法律】	
道路交通法（昭和三十一年法律第百五号）	道交法
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百一十五号）	道路運送車両法
【省令】	
道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）	保安基準
【告示】	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 （平成 14 年国土交通省告示第 619 号）	保安基準細目告示

【No.28 保安検査方法の緩和】

高圧ガス保安法

(保安検査)

第三十五条 第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(略)

一般高圧ガス保安規則

(特定施設の範囲等)

第七十九条 法第三十五条第一項 本文の経済産業省令で定めるものは、告示で定める製造施設以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。

2 法第三十五条第一項 本文の規定により、都道府県知事が行う保安検査は、一年（告示で定める施設にあつては、告示で定める期間）に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十七の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない施設にあつては、完成検査）を受け又は自ら保安検査若しくは完成検査を行つた日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（告示で定める施設にあつては、告示で定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

(略)

(保安検査の方法)

第八十二条 法第三十五条第四項 の経済産業省令で定める保安検査の方法は、開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 法第三十五条第一項第二号 の規定により経済産業大臣の認定を受けている者の行う保安検査の方法であつて、同号 の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合。

二 第六条第一項第二号、第八号若しくは第二十六号、又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法であつて、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものを用いる場合。

三 製造設備が定置式製造設備（第六条第一項第二十八号 の二に規定する措置に限る。）、コールド・エ/ハポレータ、圧縮天然ガススタンド（第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に規定する措置に限る。）、液化天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に規定する措置に限る。）、圧縮水素スタンド、移動式製造設備（第八条第三項に規定するものに限る。）及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合。

【No.30 水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容】

高圧ガス保安法

（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員）

第二十七条の二 次に掲げる者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を選任し、第三十二条第一項に規定する職務を行わせなければならない。

一 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（経済産業省令で定める者を除く。）

一般高圧ガス保安規則

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第六条二

（略）

四 高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

（保安統括者の選任等：適用除外、適用除外の要件）

第六十四条 法第二十七条の二第一項の規定により、同項第一号又は第二号に掲げる者（以下次条から第六十七条まで及び第七十八条において「第一種製造者等」という。）は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 移動式製造設備により六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄若しくは液化フルオロカーボンを製造する者、気化器若しくは減圧弁によりヘリウムガス、アルゴンガス、窒素ガス若しくは酸素ガスを製造する者又は気化器若しくは減圧弁若しくはこれらと同様の機能を有するバルブ（以下「気化器等」という。）により炭酸ガスを製造する者（一日の冷凍能力（冷凍保安規則 第五条 に規定する冷凍能力をいう。第六十六条第六項第三号において同じ。）が十トン未満の冷凍設備を使用して 気化器等に付属する液化炭酸ガスの貯蔵設備内の当該ガスを冷却する場合を含む。）であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

（略）

二 容積が十立方メートル以下の空気又は窒素ガスを使用するダイキャスト機、水圧蓄圧機又はアキュムレータを使用する者

三 処理能力が千立方メートル未満のスクーバダイビング用等呼吸用の空気を容器に充てんするための定置式製造設備（当該設備内の圧力が常用の圧力を超えた場合に自動的に充てんを停止する機能を有するものに限る。）を設置する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

（略）

四 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に天然ガスを充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

（略）

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

第64条関係

（略）

第2項第1号及び第3号から第5号中「保安について監督させるもの」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの当番において、監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

（略）

【No.33 水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し】

高圧ガス保安法

（事故届）

第六十三条 第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。

二 その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項第一号の場合は、所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度その他必要な事項につき報告を命ずることができる。

（現状変更の禁止）

第六十四条 何人も、高圧ガスによる災害が発生したときは、交通の確保その他公共の利益のためやむを得ない場合を除き、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく、その現状を変更してはならない。ただし、第三十六条第一項又は液化石油ガス法第二十七条第一項第四号の規定による措置を講ずる場合は、この限りでない。

一般高圧ガス保安規則

（事故届）

第九十八条 法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第五十八の事故届書を、事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領について（内規）

（略）

2. 事故の定義等

(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。なお、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

① 爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。以下同じ。）

② 火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。）

③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）ただし、以下のいずれかの場合は除く。

1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス又は可燃性ガス（液化石油ガス及び天然ガスを除く。）以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）又は開閉部（バルブ又はコック）であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合

2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

④ 破裂・破損等（設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。）

⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。）

⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき。

⑦ その他

（略）

【No.39 水素特性判断基準に係る例示基準の改正等の検討】

一般高圧ガス保安規則

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第六条 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第一号 の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則 に規定する技術上の基準によることができる。

(略)

十四 ガス設備（可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガスにあつては高圧ガス設備に限る。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。

一般則例示基準

9. ガス設備等に使用する材料

(略)

2. 圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドの高圧ガス設備（常用の圧力が 20MPa を超える圧縮水素が通る部分に限る。）にあつては、その種類に応じ、次に定める材料(以下 2.において「規格材料」という。)、規格材料と比較して化学的成分及び機械的性質が同一であつて板厚の範囲、製造方法又は形状が異なるもの、規格材料と化学的成分、機械的性質、試験方法及び試料採取方法が極めて近似的なものであつて規格材料と材料の性質が極めて類似したもの、又は規格材料と比較して十分な耐水素劣化特性を有していると認められるものを使用すること（ただし、法第 56 条の 3 に規定する特定設備検査に合格した特定設備にあつては、特定則第 11 条に規定する材料又は特定則第 51 条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けた材料を使用すること。）。

なお、次に定める材料(2.2(2.2 に規定する日本工業規格 G4311(2011)耐熱鋼棒及び線材、日本工業規格 G4312(2011) 耐熱鋼板及び鋼帯に限る。)、2.3、2.4 (2.4 に規定する日本工業規格 H3250(2010)銅及び銅合金棒及び日本工業規格 G4311(2011)耐熱鋼棒及び線材、日本工業規格 G4312(2011) 耐熱鋼板及び鋼帯に限る。)、及び 2.5 (2.5 で定める日本工業規格 G4311(2011)耐熱鋼棒及び線材、日本工業規格 G4312(2011)耐熱鋼板及び鋼帯に限る。))で定めるものを除く。)を使用する場合には、その常用の圧力は 82MPa 以下で、その常用の温度は -45°C 以上 250°C 以下とする。

2.1 圧縮水素の蓄圧器

(略)

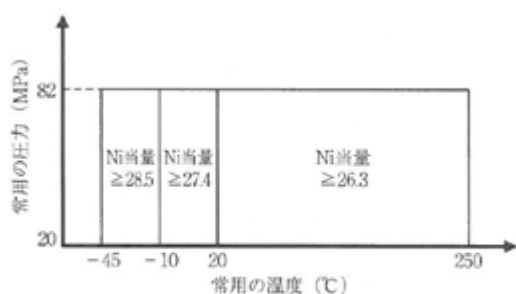


図 常用の圧力及び常用の温度と必要とされるニッケル当量の関係

2.2 圧縮水素が通る配管（車両に圧縮水素を充填するためのホースを除く。）及び管継手

(略)

2.3 圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドへ圧縮水素を受け入れるためのホース及び車両に圧縮水素を充填するためのホース

(略)

2.5 上記 2.1 から 2.4 までは除く高圧ガス設備のうち圧縮水素が通るものの耐圧部分

(略)

【No.40 設計係数 3.5 の設計に係る圧力制限の撤廃】

一般高圧ガス保安規則

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第六条 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

（略）

十三 高圧ガス設備（容器を除く。以下この号において同じ。）は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は特定設備検査規則第十二条及び第五十一条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。

十四 ガス設備（可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガスにあつては高圧ガス設備に限る。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。

（略）

特定設備検査規則

（材料の許容引張応力）

第十四条 第一種特定設備にあつては、次の各号に掲げる材料を圧延製品又は鍛造製品の材料として使用する場合には、当該材料の許容引張応力（設計温度がクリープ領域に達しない場合に限る。以下この項、第三項及び第四項において同じ。）の値は、当該各号に定める値以下としなければならない。

一 鉄鋼材料（次号に掲げるものを除く。）次の値のうち最も小さい値

イ 常温における最小引張強さの四分の一

ロ 設計温度における最小引張強さの四分の一

（略）

3 第二種特定設備にあつては、鉄鋼材料又は非鉄金属材料を圧延製品又は鍛造製品の材料として使用する場合には、これらの材料の許容引張応力の値は、次の値のうち最も小さい値以下としなければならない。

イ 常温における最小引張強さの三・五分の一

ロ 設計温度における最小引張強さの三・五分の一

一般則例示基準

8. 高圧ガス設備及び導管の強度

（略）

1. 高圧ガス設備（配管、ポンプ、圧縮機、弁その他これらに類するものを除く。）の肉厚の算定は、特定規則第12条の規定（第二種特定設備に係る規定を除く。）を準用する。（第二種特定設備の肉厚の算定にあつては、特定規則第12条の第二種特定設備に係る規定を準用する。）

2. 配管及び導管 配管及び導管の肉厚の算定は次の式による。内径に対する外径の比が1.5以下のもの（ $P \leq \sigma_a \eta / 2.6$ ）

内径に対する外径の比が1.5を超えるもの（ $P > \sigma_a \eta / 2.6$ ）

これらの式において t 、 DO 、 P 、 σ_a 及び η は、それぞれ次の値を表すものとする。

t ：配管又は導管の最小厚さ（単位 mm）

DO ：配管又は導管の外径（単位 mm）

P ：設計圧力（配管又は導管を使用することができる最高の圧力として設計された圧力をいう。）（単位 MPa）

σ_a ：特定規則第14条に規定する材料の許容引張応力（第二種特定設備に係る材料の許容引張応力を除く。）（単位 N/mm²）

η ：特定規則第19条に規定する溶接効率（第二種特定設備に係る溶接効率を除く。）。ただし、電気抵抗溶接管等で許容引張応力の値にあらかじめ溶接効率が乗じられているものは、1とする。

3. ポンプ、圧縮機、弁その他これらに類するもの ポンプ、圧縮機、弁その他これらに類するものの肉厚の算定については、上記「1. 高圧ガス設備」の肉厚算定式が適用できるものにあつては、これを準用するものとし、これが適用できないものにあつては、次のいずれかの方法によりその強度を確認することをもって肉厚の算定に代えることができる。

3.1 形式ごとに水压による加圧試験を行い、常用の圧力の4倍の圧力に常用の温度における材料の許容引張応力に対する加圧試験の温度における材料の許容引張応力の比を乗じて得られる値以上の圧力で破壊を生じないものであること。

3.2 形式ごとに抵抗線ひずみ計による応力の測定を行い、常用の圧力において生ずる応力（穴、ねじ谷等が生じる局部応力を除く。）が常用の温度における材料の許容引張応力以下であること。

特定規則例示基準

別添1

特定設備の技術基準の解釈 この特定設備の技術基準の解釈は、特定設備検査規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容及び検査方法を できる限り具体的に示したものである。 なお、特定設備検査規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、特定設備検査規則に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、特定設備検査規則に適合するものと 判断するものである。

目次

第1章総則（第1条～第3条） 第2章設計の検査（第4条～第49条）

第1節材料（第4条～第5条）

第2節加工（第6条～第25条） 第3節溶接（第26条～第44条）

第4節構造（第45条～第49条） 第3章材料の検査（第50条～第52条） 第4章加工の検査（第53条～第54条） 第5章溶接の検査（第55条～第67条）

第6章構造の検査（第68条～第74条）

第1章総則

（適用範囲） 第1条 この特定設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令 第4号。以下「省令」という。）第8条及び第9条に定める技術的要件を満たすべき技術的内容のうち一般の特定設備についてできる限り具体的に示すものである

（略）

別添7

第二種特定設備の技術基準の解釈 この第二種特定設備の技術基準の解釈は、特定設備検査規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容及び検査 方法をできる限り具体的に示したものである。 なお、特定設備検査規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、特定 設備検査規則に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、特定設備検査規則に適合するものと 判断するものである。

目次

第1章 総 則（第1条～第3条）

第2章 設計の検査（第4条～第49条） 第1節 材 料（第4条～第5条の2） 第2節 加 工（第6条～第25条）

第3節 溶 接（第26条～第44条） 第4節 構 造（第45条～第49条） 第3章 材料の検査（第50条～第52条） 第4章 加工の検査（第53条～第54条）

第5章 溶接の検査（第55条～第67条） 第6章 構造の検査（第68条～第74条）

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 この第二種特定設備の技術基準の解釈は、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号。以下「省令」という。）第8条及び第9条に定める技術的要件を満たすべき技術的内容のうち設計圧力が 20MPa 以下の第二種特定設備についてできる限り具体的に示すものである。

（略）

【No.41 3.5 よりも低い設計係数】

一般高圧ガス保安規則

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第六条 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

（略）

十三 高圧ガス設備（容器を除く。以下この号において同じ。）は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は特定設備検査規則第十二条及び第五十一条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。

（略）

十四 ガス設備（可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガスにあつては高圧ガス設備に限る。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。

（略）

特定設備検査規則

（耐圧部分の強度等）

第十二条 特定設備の耐圧部分は、当該設備の設計圧力又は設計温度（第一種特定設備にあつては前条第一項に規定する設計温度をいい、第二種特定設備にあつては同条第二項に規定する設計温度をいう。以下同じ。）において発生する最大の応力に対し安全な強度を有しなければならない。

2 特定設備の耐圧部分の板の厚さ、断面積等は、形状、寸法、設計圧力、設計温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、経産により求めた値以上でなければならない。

（略）

（材料の許容引張応力）

第十四条 第一種特定設備にあつては、次の各号に掲げる材料を圧延製品又は鍛造製品の材料として使用する場合における当該材料の許容引張応力（設計温度がクリープ領域に達しない場合に限る。以下この項、第三項及び第四項において同じ。）の値は、当該各号に定める値以下としなければならない。

一 鉄鋼材料（次号に掲げるものを除く。） 次の値のうち最も小さい値

イ 常温における最小引張強さの四分の一

ロ 設計温度における最小引張強さの四分の一

（略）

3 第二種特定設備にあつては、鉄鋼材料又は非鉄金属材料を圧延製品又は鍛造製品の材料として使用する場合におけるこれらの材料の許容引張応力の値は、次の値のうち最も小さい値以下としなければならない。

イ 常温における最小引張強さの三・五分の一

ロ 設計温度における最小引張強さの三・五分の一

（略）

（特殊な設計による特定設備についての特例）

第五十一条 特殊な設計による特定設備について経済産業大臣の認可を受けた場合は、第十条から第四十五条までに規定にかかわらず、当該認可に係わる基準を持って法第五十六条の三第四項の技術上の基準とする。

特定則例示基準

別添1

特定設備の技術基準の解釈 この特定設備の技術基準の解釈は、特定設備検査規則に定める技術的要件を満たすべ

き技術的内容及び検査方法を できる限り具体的に示したものである。

なお、特定設備検査規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、特定設備検査規則に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、特定設備検査規則に適合するものと判断するものである。

目次

第1章総則（第1条～第3条） 第2章設計の検査（第4条～第49条） 第1節材料（第4条～第5条） 第2節加工（第6条～第25条）

第3節溶接（第26条～第44条） 第4節構造（第45条～第49条）

第3章材料の検査（第50条～第52条） 第4章加工の検査（第53条～第54条）

第5章溶接の検査（第55条～第67条） 第6章構造の検査（第68条～第74条） 第1章総則

（適用範囲）

第1条この特定設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号。以下「省令」という。）第8条及び第9条に定める技術的要件を満たすべき技術的内容のうち一般の特定設備についてできる限り具体的に示すものである。